

みとよ すくすく子育て サポートプランⅡ

概要版

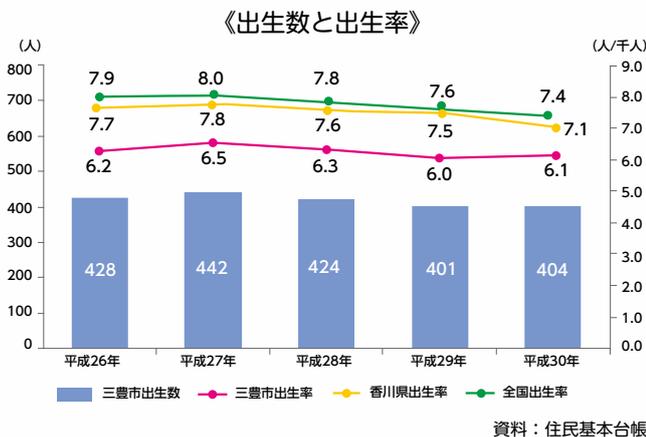


令和2年3月
三豊市



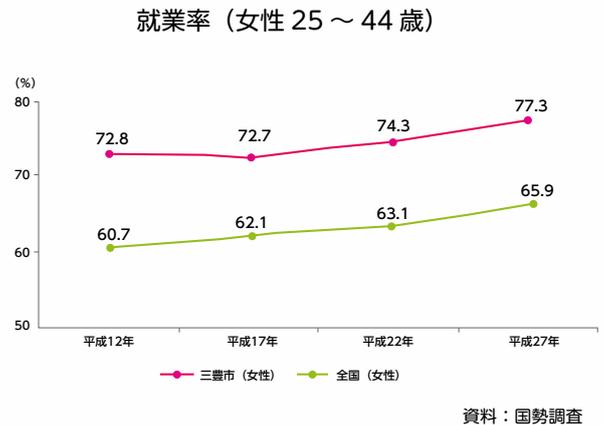
子ども・子育てを取り巻く状況

1. 出生の状況



出生数・出生率ともに、近年は横ばいですが、全国及び県と比べて低い値で推移しています。

2. 女性の就労状況



女性の子育て世代（25～44歳）の就業率をみると、全国平均より高く推移しています。

三豊市においては、少子化傾向にあっても、女性の就業率の高まりや核家族化などによる保育ニーズの高まりを受け止められる体制の整備・充実が求められています。

《 第2期計画をめぐる様々な視点 》

- “子どもの最善の利益”を尊重した教育・保育・子育て支援
- 放課後児童健全育成事業の充実
- 障がいのある子どもへの支援の充実
- ワーク・ライフ・バランスの推進
- 安心・安全な子育て環境の充実
- ネット・ゲーム依存対策
- 保育ニーズの高まりへの対応
- 児童虐待の防止
- 妊娠期からの切れ目のない支援の充実
- 外国につながる子どもへの支援
- 子どもの貧困対策





III 基本理念と施策体系

1. 基本理念

三豊で育ち、三豊が育て、 三豊を育てる 子育て・子育てのまち

三豊市では、共働き世帯や核家族の増加等により、子育て家庭の負担が増加していると考えられるため、子育て支援施策の更なる充実はもとより、仕事と子育てを両立できる環境や安心・安全なまちの整備を一層推進していく必要があります。

第1期計画では、3つの視点と6つの基本目標を掲げて、次代を担う子どもたちの権利と利益が最大限尊重され、子どもも親も笑顔で健やかに成長できるまちづくりを推進してきました。第2期計画においてもこの基本理念と視点を継承し、子育ての喜びが共有され、子どもを産み、すくすくと育てたいまちとなることをめざします。

2. 基本的な視点

基本理念を実現するため、3つの基本的な視点をもとに子育て支援施策を展開します。

視点1 子どもの育ち

- 基本理念の「三豊で育ち」の実現をめざして、様々な状況にある子どもの最善の利益が尊重され、すべての子どもが質の高い教育・保育を受けながら、愛情を受けてたくましく育つための施策を推進します。

視点2 子どもを健やかに育む家庭

- 基本理念の「三豊で育ち」の実現をめざして、安心して子どもを産み、親子ともに健やかに育ち、子育てに喜びを感じながら子どもと向き合える環境づくりのための施策を推進します。

視点3 子育てを支える地域

- 基本理念の「三豊が育て」の実現をめざして、社会の宝である子どもと、家庭での子育てを温かく応援し、安心して子育てできる地域社会を形成するための施策を推進します。



3. 施策体系

基本理念

三豊で育ち、三豊が育て、三豊を育てる 子育て・子育てのまち

基本的視点	基本目標		基本施策
子どもの育ち	目標 1	子どもが健やかに育つ環境づくり	1-1 次世代の親の育成 1-2 教育・保育サービス及び環境の整備 1-3 経済的な負担の軽減 1-4 家庭と地域の教育力の向上 1-5 ネット・ゲーム依存対策の推進 1-6 心と体の成長のための有害環境等対策
	目標 2	様々な状況にある子どもへのきめ細やかな取組の推進	2-1 児童虐待防止対策の充実 2-2 非行防止対策等の推進 2-3 ひとり親家庭等への自立支援の推進 2-4 子どもの貧困対策の推進 2-5 障がいのある子どもへの施策の充実
子どもを健やかに育む家庭	目標 3	安心して産み、育てることを見守る体制づくり	3-1 妊娠期から乳幼児期等の親子の健康の確保 3-2 不妊・不育症治療への支援 3-3 食育の推進 3-4 小児医療の充実
	目標 4	仕事と生活の調和	4-1 多様な働き方の実現と働き方の見直し 4-2 仕事と子育ての両立支援
子育てを支える地域	目標 5	地域における子育て支援の充実	5-1 地域における子育て支援サービスの充実 5-2 子どもの健全育成の推進
	目標 6	安心・安全な子育てを支える地域づくり	6-1 生活環境の整備 6-2 安全・安心な地域づくりの推進





量の見込みと確保方策

1. 就学前児童の教育・保育事業について

- 就学前児童への教育・保育事業については、子どもの年齢や保育の必要性の状況に応じて、以下の3区分に認定してサービスを提供します。

認定区分	年齢	保育の必要性	提供施設（確保方策）
1号	3～5歳	保育の必要性に該当しない	幼稚園・認定こども園
2号	3～5歳	保育の必要性に該当	保育所・認定こども園・認可外保育施設
3号	0～2歳		保育所・認定こども園・地域型保育事業・認可外保育施設

◆ 量の見込みと確保方策（三豊市全域）

（単位：人）

認定区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号認定 (3～5歳)	推計値	786	775	740	722	711
	確保方策	1,117	1,126	1,126	1,126	1,126
2号認定 (3～5歳)	推計値	567	560	557	543	535
	確保方策	582	594	607	607	607
3号認定 (0歳)	推計値	194	198	197	195	194
	確保方策	177	186	195	195	195
3号認定 (1～2歳)	推計値	614	621	629	623	616
	確保方策	640	670	698	698	698

【1号認定】

保育ニーズの高まりを受けて、1号認定については減少傾向にありますが、引き続き子育て家庭のニーズを受け止められる施設整備に努めます。

※1号認定の推計値・確保方策ともに、「保育の必要性に該当（2号）だが幼稚園を利用」の方の数値を含んでいます。

【2号認定】

本市の子どもの人口は減少傾向にありますが、第1期計画期間中の利用実績は急激な増加となりました。人口推計によると、本市の子どもの人口は今後も減少が見込まれますが、保育ニーズの高まりを受け止めるため、今後も適切なサービスの提供に努めます。

【3号認定】

2号認定同様、保育ニーズの高まりを受け止めるため、今後も適切なサービスの提供に努めます。



2. 地域子ども・子育て支援事業について

- 地域子ども・子育て支援事業には、市町村が地域の実情に応じて実施する 13 の事業があります。

事業名		令和 6 年度に おける確保方策	事業の概要
(1) 利用者支援事業		2 か所	子どもやその保護者、または妊娠している者が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるような相談に応じ、情報提供や助言、関係機関との連絡調整等を行う事業です。NPO 法人すくすくに委託し事業を実施しています。
(2) 地域子育て支援拠点事業		延 36,769 人	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行う事業です。地域子育て支援センター 2 ヶ所（高瀬・仁尾）、つどいの広場 3 ヶ所（詫間・豊中・山本）、出張広場を 1 ヶ所（三野）で実施しています。
(3) 妊婦健康診査		延 3,696 回	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。妊娠届出時に受診票を 14 枚交付しています。また、受診状況と受診結果を把握し、個別支援の必要な妊婦へは保健指導を行なっています。
(4) 乳児家庭全戸訪問事業		352 人	生後 4 か月までの乳児のいる世帯すべての家庭を保健師等が訪問し、子育てに関する情報提供や養育環境の把握、相談・助言等の援助を行う事業です。三豊市では、妊娠届出時の情報から、継続支援が必要なケースには保健師が家庭の状況等背景を把握したり、事業の一部を香川県助産師会に委託しています。
(5) 養育支援訪問事業		5 人	児童への虐待や育児不安を抱えている等、養育支援が特に必要な家庭を保健師等が訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、家庭での適切な養育を確保する事業です。三豊市社会福祉協議会に家事支援を委託しています。
(6) 子育て短期支援事業	ショートステイ	延 10 日	ショートステイとは、病気や看護、冠婚葬祭、育児疲れ等で一時的に子どもの養育が困難となった場合、児童福祉施設等で子どもを預かる事業です。また、トワイライトステイとは、保護者が仕事等により平日の夜間又は休日に不在となることで、家庭で子どもを養育することが困難な場合、児童養護施設等において子どもの世話をを行う事業です。現在、三豊市では、両事業とも市外の 4 施設に事業を委託して実施しています。
	トワイライトステイ	延 3 日	
(7) ファミリー・サポート・センター事業	小学校低学年	延 568 回	乳幼児や小学生までの児童を持つ保護者を「おねがい会員」とし、子どもの預かりや送迎等の援助を行う「まかせて会員」との相互援助活動を調整、実施する活動です。三豊市社会福祉協議会に委託して事業を行っています。
	小学校高学年	延 277 回	
(8) 一時預かり事業	① 幼稚園在園児対象	延 76,312 人	幼稚園で通常の就園時間を延長して預かる事業のうち、不定期に利用する場合の事業です。
	② 幼稚園在園児対象以外	延 3,504 人	家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育施設、認可外保育施設、地域子育て支援拠点施設、ファミリー・サポート・センター事業等において、一時的な預かりを行う事業です。
(9) 延長保育事業		30 人	保育の必要性の認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所・認定こども園等で保育を実施する事業です。



事業名		令和6年度における確保方策	事業の概要
(10) 病児・病後児保育事業		延 90 日	子どもが発熱等の急な病気となったときや、その回復期に、保育所等の専用スペースで保育を行う事業です。三豊市では、市外の三豊総合病院に事業を委託して実施しています。ニーズの高まりを受け止めるため、近隣自治体の小児科医、病児・病後児保育との連携を図るなど、提供体制の確保に努めます。
(11) 放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	低学年	840 人	保護者が仕事で昼間に自宅にいない等、放課後、子どもだけで過ごす状況の小学生を預かり、生活の場や適切な遊びの場を提供するサービスです。三豊市では、市内 20 クラブ（公営 10 クラブ、民営 10 クラブ）で実施しています。共働き世帯やひとり親家庭等のニーズに応えられる保育の充実と、子どもが放課後を安心・安全に楽しく過ごせる遊びと生活の場となるよう、放課後児童支援員の資質向上に努めます。
	高学年	460 人	
(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業			低所得で生計が困難な家庭の子どもや多子家庭に対し、保育所や幼稚園、認定こども園等において保護者が実費で支払う日用品や文房具、副食材料費等の費用の一部を補助する事業です。三豊市では、令和元年 10 月から開始されている幼児教育・保育の無償化に伴い、保育所・幼稚園等を利用する 3～5 歳児の給食費（主食費・副食費）の無償化を実施しています。
(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業			教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業の量を拡大するため、多様な事業者の新規参入を支援するほか、私立認定こども園において特別な支援が必要な子どもの受入体制構築の支援を行う事業です。三豊市では、現在のところ計画期間中に実施の予定はありません。

※上記の事業のうち、確保方策を定めるのは、(1)～(11)の事業のみ。

計画の推進について

- 子ども・子育て支援に係る全般的な協議及び情報共有と、計画の進捗状況の確認・評価・見直し等のために、定期的に子ども・子育て会議を開催します。
- 子育て支援課を中心に、子育て支援に関わる関係部局が連携・協力できるように、庁内横断的な体制を構築し、様々な子育て支援に積極的に取り組みます。
- 保健・医療・福祉・教育・労働等の関係機関・団体による地域活動を核としつつ、NPOやボランティア団体等の子育て支援団体の育成を図りながら、地域での子育て支援を進めます。
- 地域全体で主体的に子育て支援に取り組むために、市民が子育て支援に関わる共通認識を持てるよう、計画の理念や内容についての広報・啓発に努めます。
- PDCA サイクルにより、数値目標や評価指標を関係各課で年度ごとに検証します。

みとよ すくすく子育てサポートプランⅡ (令和2～6年度) 概要版

令和2年3月

【編集・発行】三豊市 健康福祉部 福祉事務所 子育て支援課
〒767-8585 香川県三豊市高瀬町下勝間 2373 番地 1
TEL 0875-73-3016 FAX 0875-73-3023

